

令和2年皆野町農業委員会第1回定例総会議事録

1. 開催期日 令和2年1月24日(金)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時45分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者：0人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	10	門平眞一	出席
2	野澤辰雄	出席	11	門平喜良	出席
3	浅見寿太郎	出席	12	高橋健一	出席
4	黒澤一雄	出席	13	新井義虎	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	出席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見について
2件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について
2件

8. 事務局 玉谷泰典、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さんこんにちは。先日の研修会には大勢の方にご出席いただきましてありがとうございます。

他の市町も集まる機会も少ない訳ですが、大変有意義な研修になったかなと思います。大変お疲れ様でした。

今年は例年のように寒くならないところですが、やっと寒い日が来る予報です。体調には十分注意していただき、それぞれの立場でご活躍いただきたいと思います。

令和2年になり初めての定例総会でございます。今年もよろしくお願いいたします。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思います。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長お願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより令和2年皆野町農業委員会第1回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

次に議事録署名人に、

4番、黒澤一雄委員

5番、小池幹夫委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

4番、黒澤一雄委員

5番、小池幹夫委員をお願いいたします。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について2件を議題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

補足を含めて議案を朗読しました。

	<p>農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に 対象農地の状況について説明を求めます。</p>
国神区域担当 土屋委員	<p>説明いたします。20日に小池委員、事務局と現地を見て参りました。</p> <p>案内図をご覧ください。〇〇の信号を〇〇方面に2km程上がっていきますと、〇〇〇の登山道の〇〇がありますが、その100m程度手前になります。</p> <p>〇〇〇沿いの左側の〇〇〇〇沿いになりまして、事務局からも説明のありましたとおり斜面の土が〇〇〇へと崩れておりました。このままの状態ですと〇〇〇側にまで来てしまうのではと思われました。</p> <p>早急な工事が必要かと思imasるのでよろしくご審議の程お願いいたします。</p>
浅見会長	<p>農業委員として、地区担当の5番、小池幹夫委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。</p>
5番 小池委員	<p>現況写真にもありますようにかなり崩れておりました。また雨が降ると危ないと思imas。</p> <p>早急な工事が必要と思imasるのでよろしくお願ひします。</p>
浅見会長	<p>これより本件に対する質疑を行います。</p>
10番 門平委員 事務局	<p>この工事にかかる費用は個人負担になりますか。</p> <p>民地になりますので個人負担になると思imas。今のところ補助の話はありません。</p> <p>工事についても親戚の方が、土建業をやられていて少しずつ期間内でやっていくと聞いております。</p>
浅見会長	<p>よろしいですか。</p> <p>他に質疑はござimasか</p>
1番 横田委員	<p>台風による災害の場合であっても、個人の土地の農地は転用が必要となるのですか。</p>
事務局	<p>農業委員会にて審議いただく前でしたが、秩父農林振興センターとも話し合いまして、災害復旧ですが転用案件になるとの話になりました。</p>

	た。ですので、今回の申請が来ました。
1 番 横田委員 浅見会長	わかりました。 他に質疑はございますか
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	質疑がございませんので、これより採決いたします。 本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。 よって、本件は原案のとおり決定いたしました。 番号 2 について審議いたします。 事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	農地利用最適化推進委員として、金沢区域担当の、田中輝雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。
金沢区域担当 田中委員	1 月 1 6 日に四方田委員と事務局で現地確認をして参りました。 場所は、〇〇〇から〇〇方面に 1 km ちょっとならで現地があります。 この場所は、以前牛小屋が建っていましたが壊してしまい添付の写真のように畑ではなく、原野の様な状況です。草刈りはされている様子でした。 申請人は、〇〇〇〇に長くお寄りまして現在戻ってきたようです。 戻ってきましたが、〇〇の〇〇にいるとのこと。以上です。
浅見会長	農業委員として、地区担当の 9 番、四方田順造委員も農地の状況確認に同行させていると思いますが、補足することはございますか。
9 番	田中輝雄委員の説明のとおりです。

四方田委員	<p>現在も自宅前の車庫は利用しているようですし、申請地は原野化しております。他の農地にも影響ないと思います。よろしく願いいたします。</p>
浅見会長	<p>これより本件に対する質疑を行います。</p>
出席委員	<p>(なしの声あり)</p>
浅見会長	<p>質疑がございませんので、これより採決いたします。 本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。</p>
出席委員	<p>(委員の挙手)</p>
浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について2件を議題といたします。 番号1について審議いたします。 事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>(事務局朗読)</p>
浅見会長	<p>農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。</p>
国神区域担当 土屋委員	<p>20日の日に小池委員、事務局と現地を見て参りました。 場所ですが、先ほど審議いただきましたところの手前200mくらいを〇〇から右に入ったところになります。 現地は、耕作されておらず雑草が生えてしまっておりました。その東側では別の方が〇〇〇の大きな設備をしてしまっております。 現地で太陽光を設置しても近隣には問題ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
浅見会長	<p>農業委員として、地区担当の5番、小池幹夫委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。</p>

5 番 小池委員	土屋委員の説明のとおりですが、〇〇や〇〇を挟まれ、他の土地にも問題無いと思います。よろしくお願ひします。
浅見会長	これより本件に対する質疑を行います。
出席員	(なしの声あり)
浅見会長	質疑がございませんので、これより採決いたします。 本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。
出席員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。 番号 2 について審議いたします。 事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。
皆野区域担当 田島委員	20 日に事務局と黒澤委員と確認に行ってきましたので説明いたします。 〇〇〇から〇〇〇に向かって進んで行きますと三叉路の信号があり、左に〇〇〇がございます。 〇〇〇の斜め右に〇〇〇側に下りていく道がありまして、そちらを 50 m 進んだ先の右になります。 周囲は住宅が建っておりまして農地の影響はありません。 先ほど事務局から話がありましたとおり、昨年 10 月に審議いただきました案件になります。夫婦の共有名義にしたいとの審議のやり直しですがよろしくお願ひいたします。
浅見会長	農業委員として、地区担当の 4 番、黒澤一雄委員も農地の状況確認に同行させていると思いますが、補足することはございますか。

4番
黒澤委員

事務局から補足説明のありました案件になりまして、再度現地確認をさせていただきました。

内容については、田島委員からの説明のとおり補足することはありません。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

以上で、審議いただく議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。